佐倉市上下水道事業に係る包括業務委託（ウォーターPPP）事業　実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No.	該当書類	頁	項	該当項目	意見・質問	回答
1	実施方針（案）	3	第1.1(5)	本事業の対象施設	冒頭本文の「管路施設（汚水）及びその他（下水道管理用地）」と記載されていますが、同頁の「表1_対象施設の概要_管路施設（雨水）」も掲載されています。管路施設（汚水）（雨水）両方含むでよろしいでしょうか。	本事業の対象施設には、管路施設（汚水）及び管路施設（雨水）の両方を含みます。本文の記載が不足していたため、募集要項等の公表時に「管路施設（汚水・雨水）及びその他（下水道管理用地）」と修正します。
2	実施方針（案）	5	第1.1(7)1)	義務事業	更新実施型_その他_下水道管理用地、住民対応業務内容とは具体的にどのような業務かご教授ください。	住民からの通報・要望等に基づき、下水道管理用地（22,712㎡）の除草、伐木、除根及び塵芥処理を行う業務です。
3	実施方針（案）	6	第1.1(7),2)	附帯事業	附帯事業を応募時に提案しない場合、10年の事業期間中に提案することも可能でしょうか。	附帯事業については、応募時の提案を必須とせず、事業期間中の提案も可能です。
4	実施方針（案）	7	第1.1(8)	想定事業量	「想定事業量」について、実績数量が想定数量から増減した場合、委託費の変更又は契約変更を行うとの理解でよいでしょうか。 その場合、清算は毎年度末と考えてよいでしょうか。 また、変更の対象となる数量や増減率等の基準を設ける予定はありますでしょうか。	ご認識のとおりです。 実施数量が想定数量から増減した場合は、協議のうえ、サービス対価を変更します。 精算時期は、業務の区分に応じて以下のとおり想定しています。 ・3条予算のうち維持管理業務（住民対応等業務、施設管理業務、料金窓口業務等）は、年度ごとの上限額の範囲内で実施数量に応じて月次で精算します。 ・4条予算の業務、及び3条予算のうち計画的に実施する業務は、業務が完了した後に、個別に精算します。 なお、上限額を超える増減が見込まれる場合など、サービス対価の変更が必要となる場合は、協議のうえ契約変更を行います。 変更の対象となる数量や増減率等の基準については、現時点で確定しておりません。募集要項等の公表時に提示します。
5	実施方針（案）	7	第1.1(8)1)	想定事業量（統括管理業務）	総合窓口_電話対応とは本事業に対する(水の官民連携事業範囲)ことと理解しますが、その内容について、具体的な想定範囲をご教授ください。	ご認識のとおり、総合窓口の電話対応は本事業の範囲に関する対応です。委託者及び関係機関からの業務全体に関する連絡・問い合わせへの対応を想定しています。なお、住民等からの電話による問い合わせや通報の受付は、料金徴収・窓口関係業務（受付業務）で行うため、統括管理業務の総合窓口には含みません。
6	実施方針（案）	7	第1.1(8)1)	想定事業量（統括管理業務）	想定事業量に関連して、総合窓口における電話対応の業務内容を把握するため、過去3年間の問い合わせ内容の内訳および対応件数をご教示願います。	統括管理業務における総合窓口は、委託者及び関係機関との連絡・調整を行うため本事業で新たに設けるものであり、過去の実績はありません。
7	実施方針（案）	7 8	第1.1(8)1) 第1.1(8)2)	想定事業量（統括管理業務）（管路管理業務）	改築業務（SM関係）及び改築業務（単独事業）については、建設工事請負契約約款に準じて、発注者側の監督員が選任されるとの理解でよろしいでしょうか。また、監督員の選任については、包括契約全体、年度単位又は個別改築工事単位のいずれを基準とする想定でしょうか。	市は事業全体に係る発注者側の監督員を選任します。市の監督員は、契約上の指示・承諾・検査、履行状況の確認等を行います。 これとは別に、受託者は、工事の監督管理を行う現場代理人および主任技術者等を配置することを想定しています。また、現場代理人および主任技術者等は個別改築工事単位を基準とします。
8	実施方針（案）	8	第1.1(8)2)	想定事業量（管路管理業務）	管路改築業務に示される参考見込み数量は、現時点での想定数量であり、事業期間中に実施する改築業務の内容および数量は、調査・設計の結果や国庫交付金の確保状況等に応じて見直されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	実施方針（案）	8	第1.1(8)2)	想定事業量（管路管理業務）	改築業務（SM関係）の調査・設計は本業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	改築業務（SM関係）の調査・設計も本業務の対象に含める予定です。ただし、MH蓋交換については標準施工のため設計を行わず、工事のみを対象とします。 本業務の対象範囲（調査・設計・工事の数量）は、要求水準書で改めて提示します。

No.	該当書類	頁	項	該当項目	意見・質問	回答
10	実施方針（案）	8	第1.1(8)2)	想定事業量（管路管理業務）	改築業務（SM関係）に係る工事量は、現行のストックマネジメント計画に基づく事業量であり、業務期間中に新たに策定されるストックマネジメント計画により、事業量が増加することを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	実施方針（案）	8	第1.1(8)2)	想定事業量（管路管理業務）	工事「MH更生工法/約40箇所、MH蓋交換/約2,350箇所、管更生工法/約0.7km」についての設計は、業務の範囲に含まれるのでしょうか。	管更生工法の設計は本業務の対象に含める予定です。ただし、MH蓋交換については標準施工のため設計を行わず、工事のみを対象とします。 本業務の対象範囲（調査・設計・工事の数量）は、要求水準書で改めて提示します。
12	実施方針（案）	8	第1.1(8)2)	想定事業量（管路管理業務）	設計「約6,700m」と工事・布設替工法「約8,400m」の差分延長となる約1,700mは、設計済みとの認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	実施方針（案）	8	第1.1(8)2)	想定事業量（管路管理業務）	工事「桝・取付管改修/約970箇所」についての設計は、業務の範囲に含まれるのでしょうか。	改築業務（単独事業）の設計（約6,700m）は、布設替え工法と桝・取付管改修対象とした業務です。改築業務（単独事業）の工事は、本管と桝・取付管の改築を同時に実施するものです。
14	実施方針（案）	8 10	第1.1(8)2) 第1.1(10)	想定事業量（管路管理業務） 概算事業費（案）	住民対応等業務における清掃・修繕について、対応方針の検討・決定、手配、住民対応及び現場管理等は、発注者又は受託者のいずれの業務を想定しているでしょうか。 受託者の業務とする場合は、「管理業務」等として業務分類を明確に区分するとともに、夜間・休日対応を含む現状の業務実態を踏まえた想定業務量、必要配置人員及び対応体制についてご教示ください。また、当該管理業務の開始時期については、令和10年4月又は令和13年4月のいずれを想定しているか、併せてご教示ください。	対応方針の検討・決定、手配、住民対応及び現場管理は、管路管理業務の対象業務として受託者が実施することを想定しています。 当該業務の内容は、要求水準書において明確にします。 また、夜間・休日対応を含む現状実績を踏まえた想定業務量、必要な配置人員及び対応体制は、募集要項等の公表時に提示します。 当該管理業務の開始時期は令和10年4月を想定しています。
15	実施方針（案）	9	第1.1(8)3)	想定事業量（施設管理業務）	改築業務（単独事業）MP交換の設計は本業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 MP交換は単純更新のため設計を行わず、工事のみを対象とします。
16	実施方針（案）	9	第1.1(8)3)	想定事業量（施設管理業務）	工事「MP交換/65箇所」に係るポンプ本体及び制御盤等の設計は、業務の範囲に含まれるのでしょうか。	MP交換は単純更新のため設計を行わず、工事のみを対象とします。
17	実施方針（案）	10	第1.1(9)	概算事業費（案）	概算事業費について、公表された数値は運営管理費が含まれていますでしょうか？	公表した概算事業費には、運営管理に要する費用を含んでいます。 各業務の金額には、直接工事費等のほか、業務ごとに算出した諸経費を含んでいます。また、事業全体の管理・運営に要する費用は、「統括管理業務」として計上しています。 SPCの運営に要する費用は含んでいません。
18	実施方針（案）	10	第1.1(9)	概算事業費（案）	現在の管路修繕における設計についてご教示ください。	現在、住民通報等に基づく管路の修繕は、個別の設計業務を発注せず、修繕業者による現地確認等のうえで施工しています。
19	実施方針（案）	10	第1.1(9)	概算事業費（案）	「概算事業費」について、内訳をご開示いただくことは可能でしょうか。	概算事業費の内訳を別紙のとおりお示しします。 概算事業費は、事業規模の把握を目的に、現時点の想定数量と令和7年度単価を用いて算定したものです。今後の精査により金額が変わる場合があるため、現時点での参考値としてお取り扱いください。
20	実施方針（案）	10	第1.1(9)	概算事業費（案）	１．統括管理業務370百万円は、年間37百万円となりますが、配置技術者について、常駐・非常駐、専任・兼任等、どのような条件で試算されているのでしょうか。（業務費用の算出方法・考え方についてご教示ください。） ２．労務単価の見直しについて、毎年3月の修正を反映し、4月以降の支払いにどのように反映されるのでしょうか。	１．施設・管路・料金窓口の各業務責任者3名を配置し、そのうち1名が統括管理責任者を兼任する体制を想定して算定しています。統括管理業務は事業全体のマネジメントに限られるため、常駐・専任は想定していません。他業務との兼任を前提に、必要な人工を計上しています。 ２．公共工事設計労務単価等の改定により労務単価が変動した場合、受託者からの変更協議の申し出を受けて、協議を行うことを想定しています。変更協議の申し出は12ヶ月経過するごとに請求できるものとします。協議が整った場合は変更契約を締結し、変更契約締結日の翌月からサービス対価の支払額に反映することを想定しています。

No.	該当書類	頁	項	該当項目	意見・質問	回答
21	実施方針（案）	10	第1.1(9)	概算事業費（案）	事業期間中の物価変動について、修繕費における労務費のほか、資材費、燃料費等が著しく変動した場合は、サービス対価の変更対象になるとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22	実施方針（案）	10	第1.1(9)	概算事業費（案）	事業期間の途中から合流となります、 ③浄水場・中継ポンプ場等管理業務 ④収納・検針及び窓口受付等業務 の概算事業費はそれぞれ何年の想定になりますでしょうか。	「③浄水場・中継ポンプ場等管理業務」は8年（R12.3～R20.3）、「④収納・検針及び窓口受付等業務」は、7年（R13.4～R20.3）を想定し算出しています。
23	実施方針（案）	11	第1.1(13)	プロフィットシェア	１．適用事業は、維持管理（3条予算）と改築更新（4条予算）の両方を想定されていますか？ ２．プロフィットシェアが適用（発動）される条件は、「新技術等の導入提案」に限定されるのでしょうか。（「等」には、新技術以外の事由が含まれているのでしょうか？） ３．長寿命化による部分更新でLCCが縮減された場合について、「更新工事費」の縮減分は官民でシェアすることは想定されているのでしょうか？	１．プロフィットシェアは、維持管理（3条予算）と改築更新（4条予算）の両方を対象とすることを想定しています。 ２．プロフィットシェアの適用は、新技術の導入提案に限るものではありません。「等」には、新工法・新材料の採用、運転管理方法や業務プロセス改善など、受託者の創意工夫やノウハウを活かした提案を含みます。 ３．当初は更新を想定していた設備について、受託者の提案により長寿命化対策に切替え、事業期間内の改築費が縮減された場合は、プロフィットシェアの対象となり得ます。ただし、標準的な調査結果による劣化状況の違いや計画変更に起因するものは対象外とし、要求水準に定める性能の確保と市の承認を前提とします。
24	実施方針（案）	14 15	第2.3(3)	業務実施企業に求める要件	「配置する業務責任者」「業務従事者の資格要件」では、統括管理業務への配置技術者要件が記載されていないことから、「統括責任者」に求める資格要件はないとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、資格要件はありませんが、実施方針（案）P.14 表7に示すとおり、下記の能力を有する者を配置していただく必要があります。 ・業務委託全体を統括する管理能力 ・市との窓口となり業務を管理する能力 ・現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができる者
25	実施方針（案）	14 15	第2.3(3)	業務実施企業に求める要件	施設管理業務及び料金窓口業務については、先行契約する「管路管理業務（汚水管路）」の応募時には、参加企業（SPCまたはJVの構成企業等）として参画することを要件として求めないとの理解でよいでしょうか。 また、管路管理業務の受託者へ後から参画する、あるいは協力企業、再委託先とする体制を想定されているのでしょうか。	施設管理業務及び料金窓口業務は、事業開始時には開始しませんが、当該業務を担う企業は、応募時から構成企業として参加することを要件とします。参加資格として、施設管理業務責任者及び料金窓口業務責任者を配置できることを求めます。
26	実施方針（案）	14 15	第2.3(3)	業務実施企業に求める要件	改築更新工事における建設業法上の技術者配置について １．契約形態及び技術者の配置単位について 改築業務（SM関係）及び改築業務（単独事業）については、包括業務委託契約とは別に、年度単位等で建設工事請負契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。 また、主任技術者・監理技術者及び現場代理人の配置並びに専任義務については、当該契約単位を基準として判断するとの理解でよろしいでしょうか。 なお、個別改築工事を下請発注する場合、下請業者は個別工事ごとに主任技術者等を配置するとの理解でよろしいでしょうか。 ２．管路管理業務責任者との兼務について 管路管理業務責任者が、改築更新工事における主任技術者・監理技術者又は現場代理人を兼務することは可能でしょうか。	１．契約形態及び技術者の配置単位について 改築業務（SM関係及び単独事業）の工事は、事業契約（基本契約）に基づき実施します。包括業務委託契約とは別に、年度単位等で建設工事請負契約を締結することは想定していません。個別の改築工事の内容、工期、金額等は、年度協定で定めます。 主任技術者等の配置は、建設業法等の関係法令に基づき、個別の改築工事（工事現場）単位を基準とします。 個別改築工事を下請発注する場合についてはご認識のとおりです。 ２．管路管理業務責任者との兼務について 管路管理業務責任者は改築業務のみではなく、計画的業務、住民対応等業務、計画策定業務を含む業務責任者であるため、管路管理業務責任者が１つの工事等の主任技術者等を兼務することは想定しておりません。

No.	該当書類	頁	項	該当項目	意見・質問	回答
27	実施方針（案）	15	第2.3(3)	業務実施企業に求める要件	計画策定業務について、管路改築に係る交付金要望手続きおよび会計検査院対応に関する業務は、発注者が実施する業務であり、受託者の業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、受託者には、計画策定業務、改築業務及び統括管理業務の成果等に基づき、委託者が行う交付金要望手続きや会計検査に必要な資料の作成、提出及び説明等への協力を求めます。
28	実施方針（案）	15	第2.3(3)	業務実施企業に求める要件	3段目「ポンプ施設の改築業務_MP改築工事」と4段目「ポンプ施設の改築業務_マンホールポンプ改築工事」の業務の違いをご教授ください。（桝ポンプの誤り）	3段目の「MP改築工事」と4段目の「マンホールポンプ改築工事」は同じ業務で、重複して記載していました。訂正いたします。
29	実施方針（案）	19	第3.2(1)	モニタリング方式	市によるモニタリングの実施時期をご教授下さい。	具体的な実施時期は、現時点で確定しておりません。今後検討のうえ、募集要項等の公表時に提示します。
30	実施方針（案）	19	第3.2(2)	要求水準未達時のペナルティ	要求水準未達時のペナルティについて、具体的な基準、対象範囲及び算定方法は、今後の要求水準書等で示されるとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
31	実施方針（案）	19 53	第3.1 別紙1	リスク分担の基本的な考え方	事業開始後に、既存施設について事前に把握することが困難な不具合や劣化等が判明した場合、事業継承後1年間やTVカメラ調査による現状確認により「瑕疵責任」として、その対応に係る費用及び要求水準未達等の責任は、貴市の負担になるとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。 事業開始時に市が提示した資料や引継ぎ時の現地確認では把握できなかった既存施設の瑕疵によるリスクは、リスク分担表のとおり、市が負担します。事業開始後に判明した不具合や劣化が、契約日以前に起因するものか否かは、受託者が実施した調査結果等を踏まえ、市と受託者が協議のうえ確認します。
32	実施方針（案）	47	別紙1	リスク分担表 物価変動	物価変動の"予見可能"と"予見不可能"の費目や判断基準について具体的な例示があれば教えて下さい。	判断基準は、指標（企業物価指数、消費者物価指数、最低賃金など）が基準時点から一定割合以上変動した場合を想定しています。 費目や判断基準の詳細は、募集要項等の公表時に提示します。
33	実施方針（案）	47 48	別紙1	リスク分担表 物価変動・賃金変動	10年間の契約期間中に物価・賃金等が著しく上昇した場合の契約金額の変更基準（対象項目、変動率、改定時期等）をご教示ください。	具体的な変更基準は、現時点で確定しておりません。今後検討のうえ、募集要項等の公表時に提示します。
34	実施方針（案）	49	別紙1	リスク分担表 不可抗力	完了した作業(マンホールポンプの取替等)や仕様書で定められた業務以外で生じたリスク(業務対象施設内の樹木が、施設外へ倒木した場合等)については、佐倉市がリスク負担者になるとの認識でよろしいでしょうか？	要求水準書に定める業務の範囲外で生じた事象（業務対象施設内の樹木の倒木等）のうち、要求水準どおりに業務を遂行しても避けることができないものは、市が負担します。 ただし、受託者の過失又は業務遂行の不備に起因するものは、受託者の負担となります。
35	実施方針（案）	49	別紙1	リスク分担表 不可抗力	台風や大雨等の倒木は、不可抗力のため佐倉市がリスク負担者になるとの認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。 ただし、受託者が通報等により危険を把握していたにもかかわらず必要な対応を怠った場合など、受託者の責めに帰すべき事由により損害が拡大した部分は、受託者の負担となります。
36	実施方針（案）	50	別紙1	リスク分担表 道路陥没	道路陥没について、事業開始時点で既に存在していた管路の劣化・損傷等に起因し、受託者による改築が完了する前に発生した道路陥没については、受託者の業務不履行又は要求性能未達に起因する場合を除き、市側の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	該当書類	頁	項	該当項目	意見・質問	回答
37	実施方針（案）	50	別紙1	リスク分担表 道路陥没	ウォーターPPP受託者の責めによるものか明白でない場合、施設損害に関する修復費用は佐倉市と受託者が協議により決定し負担するとあるが、受託者が費用負担をしなければならない理由をご教授ください。	施設損害の原因が受託者の責めによるものか明白でない場合に、修復費用を市と受託者が協議のうえ負担することとしたのは、次の理由によるものです。 ・事業期間中は、受託者が維持管理・改築等の業務を通じて、施設の状況や作業記録を最も把握しており、原因の確認にあたって受託者の記録等が不可欠であること。 ・損害の原因が業務に起因する可能性を否定できない場合に、費用負担を全て市とすると、受託者の注意義務の水準が下がるおそれがあること。 想定している場面の一例は、受託者の通常の作業記録が十分でなく、業務が原因でないことを示す材料がない場合等です。 なお、受託者が全額を負担するものではありません。原因調査の結果や、業務との因果関係の程度を踏まえ、市と受託者が協議して負担割合を決定します。受託者の責めによらないことが明らかな場合は、受託者の負担とはなりません。
38	実施方針（案）	50	別紙1	リスク分担表 業務中の事故	需要予測について、原水水質の変動・悪化に伴う処理コストの増加は受託者の管理可能な範囲を超えるリスクであるため、当該事象に起因する増加費用については、市側の負担とするようリスク分担の見直しをご検討願います。	原水水質の悪化による処理コストの増加は、リスク分担表のNo.76において、受託者の運転管理に起因する場合を除き、市の負担としています。一方、水質変化への対応の遅れや不適切な薬品注入など、受託者の運転管理の不備に起因する場合は、No.77のとおり受託者の負担となります。ご意見を踏まえ、市と受託者の負担の区分がより明確になるよう、リスク分担表の記載を見直します。
39	実施方針（案）	50 51	別紙1	リスク分担表 改築工事に係るリスク	改築工事に係るリスク分担については、原則として建設工事請負契約約款に準じた取扱いになるとの認識でよろしいでしょうか。	改築工事に係るリスク分担は、別紙１「リスク分担表」及び基本契約書（案）によるものとし、建設工事請負契約約款に準じた取扱いとなるとは限りません。
40	説明会資料	11	2-6.	対象施設の全体数量(1)	農業集落排水やし尿処理場が追加される場合は、変更契約によって事業費増額が行われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	説明会資料	16	2-7.	業務範囲 【管路管理業務】	計画的業務の巡視・点検・調査について、計画と実施内容について、過去の実績をご教示ください。	過去の実績の提示は予定していません。 巡視・点検・調査の事業期間（10年間）における想定数量は、実施方針（案）P.8に提示しているとおりです。また、具体的な実施内容は、要求水準書にて提示します。
42	説明会資料	16	2-7.	業務範囲 【管路管理業務】	住民対応業務における清掃・修繕について、現場監理や手配管理業務は、佐倉市が対応するとの認識でよろしいでしょうか？	住民対応等業務における清掃及び修繕は、受託者が通報内容に基づく現地確認から施工業者の手配、現場の監理、完了確認までを一貫して行うことを想定しています。
43	説明会資料	17	2-7.	業務範囲 【管路管理業務】	土質調査の対象は、耐震関連と改築業務(単独事業)の双方を含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	説明会資料	19	2-7.	業務範囲 【施設管理業務】	マンホールポンプ本体及び制御盤等の更新工事について、業務委託契約に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
45	―	―	―	―	委託業務契約について、履行保証は10年間ではなく、5年間を2回更新する方法でよろしいでしょうか？	履行保証の期間は、事業期間全体（10年間）を一括して保証する方法のほか、一定期間ごとに更新する方法も認める方向で、現在検討しています。

別紙：概算事業費

費　目	工　種	細　別	年数	概算事業費
計画的業務	巡視・点検		10	207,750,000
	調査・管きょ内洗浄	管きょ＋ﾏﾝﾎｰﾙ	10	100,470,000
小計（百万円）				309
住民対応等業務	調査	単年度は10ヵ年の平均で想定	10	36,500,000
	清掃	〃	10	175,500,000
	修繕	〃	10	615,110,000
	用地管理	〃	10	157,480,000
小計（百万円）				985
改築業務	調査・設計	布設替え工法	10	111,480,000
		ﾏﾝﾎｰﾙ耐震化	10	234,100,000
	工事（SM関連）	ﾏﾝﾎｰﾙ更生工法、鉄蓋交換	10	1,855,190,000
	工事（その他）	布設替工法、ます及び取付け管	10	1,140,260,000
	工事（耐震関連）	ﾏﾝﾎｰﾙ耐震化	10	1,856,700,000
	工事（MP交換）	作業費	10	19,320,000
		機器費	10	518,090,000
小計（百万円）				5,736
計画策定業務	SM計画	管路施設（R12）	1	55,870,000
		管路施設（R17）	1	21,050,000
		ポンプ場（R12）	1	42,650,000
		ポンプ場（R17）	1	22,720,000
	耐震関連	耐震化計画（R13）	1	18,980,000
		耐震化計画（R18）	1	13,680,000
		耐震診断	10	171,420,000
小計（百万円）				347
統括管理業務	一元的管理		10	322,430,000
	定例会議		10	35,850,000
	報告書作成	年度報告書作成	10	10,420,000
		全体報告書作成	1	1,040,000
小計（百万円）				370
浄水場・中継ポンプ場等管理業務	運転管理	既存の業務を引継ぎ（R13以降）	8	3,146,380,000
	修繕改築計画案	浄水場（R13）	1	10,000,000
小計（百万円）				3,157
検針・収納及び窓口・受付等業務		既存の業務を引継ぎ（R12以降）	7	2,520,720,000
小計（百万円）				2,521
合計（百万円）				13,425